

議会改革特別委員会

令和元年 11月6日

葛城市議会

開 会 午前10時00分

杉本委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、改めまして、おはようございます。お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。役選も控えてまして、僕、今年1年、最後の委員長となると思いますけども、次の委員会にしっかりパスできるように、皆さんご協力よろしく願いいたします。

委員外議員、川村議員です。

それでは、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）葛城市議会基本条例の検証等についてを議題といたします。

葛城市議会基本条例といたしまして、議会のあり方や役割など議会に関する基本事項を条例化したのもので、葛城市議会の最高規範として位置づけられており、平成29年の施行から2年が経過したところでございます。施行後からこれまでの間におきましても、議会のインターネット中継に加えて、リアルタイムで議会中継を視聴できない市民の皆様にもご利用いただけるように録画配信システムの実施、議会議事録の検索システムや本会議における電子表決システムの導入など、市民の皆様が議員活動をより身近に感じていただけるよう、葛城市議会としてもできるところから議会改革に邁進しているところでございます。

なお、葛城市議会基本条例第19条におきましては、このような議会活動の活性化を継続させるため、毎年1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、改善が必要であれば基本条例を改正するなど適切な措置を講じなければならないことが定められております。昨年の検証より1年が経過いたしましたので、本日の委員会におきまして基本条例の条文について検証を行い、見直しの必要性についてご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、これまでに開催した委員会や協議会におきまして、議会改革に関する事項といたしましてさまざまな項目において協議を行っておりますので、本日はこれまでの協議内容を踏まえて、委員長である私から検討項目を提示して委員会を進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、タブレット端末の導入など議会のICT化についてでございます。本件につきましては、これまでの委員会でも協議してまいりましたが、各議員によってタブレット等の使用状況や認識について違いがあると思われるので、今後の方向性を議論するために8月8日に議会全員協議会を開催願ひ、本会議及び委員会へのタブレット等の持ち込みについてご協議願ひました。その結果、個人で所有、使用しているタブレット等の持ち込みについては認めることとなり、その使用基準や実施時期について本委員会で検討することとなっております。それに基づきまして、まず使用基準についてでございます。本件につきましては事務局で案を検討願っておりますので、事務局よりご説明よろしく願い申し上げます。

す。

吉村書記。

吉村書記 事務局の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の使用基準案を見ていただけますでしょうか。こちらの方、県内の使用基準をお持ちの市の基準を参考に、事務局の方で基準案を作成させていただきました。朗読をさせていただきます。

葛城市議会の会議における情報通信機器の使用基準案。

1. 定義。

(1) 会議とは、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

(2) 情報通信機器とは、パーソナルコンピューター、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話をいう。

2. 会議中に情報通信機器を使用するに当たっての留意事項。

(1) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為を行わないこと。

(2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。

(3) 審議、審査中の情報（音声、映像を含む）を外部に発信しないこと。

(4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿をしないこと。

3. 違反行為に対する措置。

議長または委員長は、前項の規定に違反する行為をし、またはしようとする者に対しては注意をするものとする。また、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命じるものとする。

4. 適用範囲。

この基準は、議員、理事者、議会事務局職員及び傍聴者について適用する。

附則。

この基準は、令和元年 月 日から施行する。となっております。

以上でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明願いました使用基準案について協議をお願いしたいと思いますけれども、皆さん、何かご意見ございませんか。

増田委員。

増田委員 文言の詳細なところというか、具体的に確認をしたいと思うんですけども、(3)の審議、審査中の情報を外部に発信しないこと。こういう表現がどこまでの範囲なのかなというのが、私、わかりにくい。例えば、携帯電話で文字も含めて、言葉も含めてやりとりをする行為というのがここには属さないですね。会議の内容を出したらあかんと、そういうことを規定してるんですけども、個人的なものも含めて、通信をしない、もしくは入手はええのかと。わからない言葉をインターネットで情報として入手するとかはオーケーなのかとか。通信機器ですのでやりとりの機械やと思うんで、その辺のところもこの言葉で全てなのか。会議の内

容さえ出入りしなかったらあとはオーケーと、いろんなやりとりを、会議以外のものも含めてやりとりをしてもいいのかどうかということはどう理解したらいいんですか。

杉本委員長 今、増田委員おっしゃってるのは、こっちからメールで向こうに配信してもいいのかということですよ。それはだめですよ。

増田委員。

増田委員 その内容がこの言葉で全部入ってるのかどうかということなんです。

杉本委員長 この言葉で片づけられてるのかということですね。これはどうですか、事務局。

高松書記。

高松書記 事務局の高松です。

ただいまの委員のご指摘でございます。この使用基準案の文言については、先例で言いますと、奈良市、香芝市が既に運用されてる基準の文言を参考にさせていただいております。内容につきましては、委員おっしゃるように、あくまで規則や要綱という位置づけではなくて、議会運営委員会、議員の中の申し合わせの内規的な運用をされてるというふうの確認しておりますので、運用上の認識という意味合いでの定義になっております。ですので、今おっしゃるように、収集とか、あくまで会議中に会議の目的外に使ったらだめですというので、この文言で一応運用はされてるという形になりますので、ただ、外部の人とのやりとりをするというのは当然だめだというふうに認識しておりますし、今現在、この委員会もインターネットでライブ中継させてもらって、録画配信も後日させていただくので、録画の配信とか映像の配信については事務局から議会として配信してるものだけしかだめですという意味合いでの認識で定義しておるので、ご協力の方よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 今、事務局から、奈良市と香芝市を参考してるということだったんですが、奈良市の庁舎移転の特別議会を私は傍聴に行ったんですけども、そのときマスコミ関係の方が、その現場で、メールなんですけども、記事を送るのに傍聴席でやってはったんです。だから、その運用が一律禁止にはされてなかったと思うんです。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 これ、俺、会議に出席してなかったからようわからん。要は、これ、一般質問をしたり、紙の媒体、紙でもってやるのと、いろんな情報を調べながら一般質問をすると、それに便利やということでこういうのもええやないかと。普通やったら調べて紙で質問するのにやってるのをこれでやった方がええやないかと。極力紙の媒体を減らしていこうやないかということやろうと思うねんけども、今、奥本委員も言わはったように、どこまでこれをやるのか。こんな新聞社、外へ出てやってもらおうやったらええけれども、本会議ではあかんのやろう。これ、傍聴者なんていうのがどういう扱いをしてるのかなんて、議員の場合はわかるで、ここに書いてあるようなことを議員がこういうことをやったら、注意して、再々言うてもあかんというたら、議員がこんなことをやってるのはわかるけど、傍聴者が来て、情報を送ったりしてることなんてわかんのかいな。今やってるとか、そんなことやってるとか。そんな

んわからへんの違うの、こんな。傍聴者についても適用範囲は、この基準は傍聴者についても適用すると書いてあるけど。こんな、どないしてわかるのかようわからんけれども、明確に何でタブレットやこういうものを、携帯電話まで入ってるけど、何のためにするのかだけはっきりしといたらええん違うの。何のためにするの。俺ようわからんで、これ、持ち込むのが。紙媒体をこっち側へ変えていこうとしてるのか。それとも一般質問するとき調べて、それを1つの情報として取り出してきて、それを適用してやっていこうとしてるのか。何のためにタブレットを利用してこういうことをやろうとしてるのか。根本的なこと、俺ようわからんのやけどな。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 これまでの議論の中で、1つ、利用するという出で来たのは例規集ですよ。つまり、これまでの条例がどういうことになってるのか、具体的にどうなってるのかというのがパソコンを見ればホームページに例規集がありますので、市の例規集を調べたいとか、あるいはインターネットを通じて会議中出で来た文言について正確に知りたいとか、そういう情報を得たい。そうすれば審議の上で深まるだろうということがあって、だから、情報入手に限って認めたらどうかという議論がこの間ずっとあったんです。だから、紙媒体とかいうことではなくて、会議中にそういう形ですと調べてみたいと、そのときにインターネットを通じてできたらいいのではないかと。それを認めていこうというお話だったと思うんです。だから、言ってみれば、そこへ限定するんだったらやりましょうという方向でこの間進んできたと思うんですけども、先ほど出たように、傍聴者の問題とかなってくると、ここは確かにこちらとして把握のしようがないことで、先ほど奥本委員がおっしゃったように、新聞記者なんかは今インターネット中継でライブで別室で見ることができますから、議場内で傍聴せずとも委員会室でそれを見て、記者がパソコンを打ってます。それで向こうへ送ってるわけですから、だから、そういうところ辺が漏れてくるということもあるので、もうちょっと限定的に、目的だけをはっきり書いて、それに限定するという方がわかりやすいのかなと。定義の中でこれをしたらあかんということになってるんだけど、これだけを認めてあとはなしということをしてた方が排除しやすいのかなとは思いますが、なかなか定義の仕方が難しいのかなと思うんですけど、工夫がもうちょっと要るかなと思います。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 皆さんご心配されてると思うんですけども、議員と理事者の方は資料の参照でという使い方はわかるんですけども、傍聴者は、そしたらそこで持ち込んで何をするかというところなんです。ここに細かくうたうのであれば、傍聴者をもし、認めるんやったら、録画あるいは録音は絶対やらないと。仮にそこで外部に発信しなくても、録音、あるいは録画しておいた画像を自分で都合よく編集して、それを変なところで利用されるということも考えられます。現に今、個人的に傍聴をネット中継で見て、文脈関係なしに言葉尻をつかまえて、それを自分の記事にして出してはる方も中にははるみたいなので、特に映像になってくると、マスコミでも特定の方の特定の発言だけを切り取って前後を全くわからんようにしてしまうとどういう意味にもとれるという形もあり得ますので、傍聴者のところの利用の制限というの

は必要かなとは思うんです。

杉本委員長 まとめると、適用範囲のところは傍聴者と書いてるのを除いた方がいいのではないかと
いう意見ですか。違いますか。

副委員長。

吉村始副委員長 今、いろいろと意見が出ている中で、特に議員とか理事者側については、今まで議
論の中で特に問題はなかったと思うんですが、傍聴者というのが今回出てきたので、これを
どうするのかという議論になってるかと思います。方向性は2つとして、1つは、西川委員
もおっしゃったみたいに、目的がどういうことかということをはきちと考えて、議会の中で
情報収集が目的であるということを考えるならば、やはりそれに集中して、それ以外のこと
は禁ずるというふうに考えたらいいいということと、それから、あと、特にこういう意見をお
っしゃってる方はいらっしゃらないんですが、反対に、現実には即して、情報を勝手に発信し
ようと思ったらできるからということをお認めるということと、2つ方法があるかと思うんです。
多分、前者の方で考えた方がいいのではないかとというのが、今、全体の流れなのではないかと
理解をいたします。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 先ほどから西川委員もおっしゃってるし、今、吉村副委員長もおっしゃってる、目的です
よね。ここは、主にそもそも論、要するに、この使用基準の目的という項目を1つつけて明
記するべきかなと。目的外の使用はあかんよと、こういう流れになったらわかりやすいのか
なと思うんですけど。

杉本委員長 内野委員。

内野委員 お伺いしたいんですけども、2番に書いてあると思うんですけども、当該会議の目的外
の用途に使用しないと書いてあるんですけど、これではまだ甘いというふうに捉えたらいい
んですか。3番目も外部に発信しないと書いてあって、先ほど奈良市の方であったという
ところの部分でもうちょっときちと傍聴者の方に対しては規則を設けた方がいいというふう
に捉えさせてもらったらいいんですか。どう捉えたらいいんですか。お答えいただけますか。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 内野委員が今おっしゃった、2の(2)ですよね。当該会議の目的外の用途に使用しない
こと。それは増田委員がおっしゃったわけで、この2の前に目的ということを書けば、目的
外使用なしになるので、その目的というのを加えてもらうということだと思うんです。

杉本委員長 副委員長、どうぞ。

吉村始副委員長 今、皆さんがおっしゃったことで明らかになってきたと思うんですが、要は、この
文言の中に目的をまず列挙していただいて、それから、外部に発信するという事は目的で
はないということですので、目的を明記することによってそれ以外は一切認めないというよ
うな流れ、目的外の用途に使用しないことという文面が一番最後に来ればいいかなと思いま
す。それは皆さんの共通認識かなというふうに伺いました。

杉本委員長 よろしいですか、皆さん。

西川委員。

西川委員 さっきから言うてるように、これ、議会の基本条例やから、傍聴者まで縛るような文言を入れてくるのは、議会議員に対してのことはあれやけど、これ、香芝市がやってるのか、奈良市がやってるのか知らんけど、こんなんおかしいと思う。傍聴者までこんなところへ入れてくるのは。

杉本委員長 そうですね。先ほどおっしゃったことですね。
議長。

藤井本議長 議長としての話をさせていただきたいと思います。先ほど傍聴者というのと報道関係者というところで、報道関係の話がございました。報道関係については議会の一番最初に、報道関係の写真撮影等を認めますかという問いを皆さん方にして、認めてもらったときに入ってもらってるので、傍聴者と報道関係者と一緒に考えるということは進め方としてよくないかと思います。議会の一番最初にそれは確認をとっておりますので、そこもよろしく願いしておきます。

杉本委員長 高松書記。

高松書記 事務局の高松です。

傍聴の関係について提示する資料が少なくて申しわけございませんでした。そもそも議会には傍聴規則というのがございまして、その中で、映像録画等、録音等については禁止するというのが傍聴規則の中でまず傍聴者の定義としてございます。その中で、運用上、そうなってくるとこの規則の改正も必要になってくるのでということで、あくまで運用の申し合わせで使用基準というような取扱いをされてるという具合になっておりますので、傍聴規則というのは別で規定されておりますので、その運用の中で例外的な実務的なところで傍聴も報道も含めてということで、持ち込みについては認めよう。ただ、録画、録音については、あくまで傍聴規則で禁止してるので、委員長が認めた、議長が認めた場合は大丈夫ですよというような形の運用になっておりますので、その辺はやっぱり分けて考えるべきかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

杉本委員長 副委員長。

吉村始副委員長 今、事務局の方も傍聴について、議長もうまく整理をしていただきましたが、傍聴者について考えなくてはいかんの、今、ついつい我々は議員として自分たちの資料収集とか情報収集という観点から物事を考えてたわけですけども、あと、例えば、傍聴に来られる方というのは当然市政の主権者でありますので、そういう方々が来られたときに議論の中身について、あるいは自治法とか、そういう法律が出てきたときについて調べたいというような要求を持たれると思うんです。ここに文言が入るかどうかというのは、それを保障するかどうかということだと思っております。私としては、そうなってくると一緒にそれは保障した方がいいのではないかと思います。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 さっきも私申し上げたんですけども、審議中の発信はだめとしても、持ち込んだらわからんうちに今は録音も録画もできてしまうんです。それを家に帰って自分の都合よく編集して発信される行為は、これやったら縛れないんですよ。だから、根本的に禁止してるんやっ

たら持ち込む必要もないと思うんです。メモは許されてるからいいと思うけども。デジタル媒体になってしまうとどう使われるか、そこまでの管理ができないので、ここを入れるというのを議論した方がいいと思うんですけど。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 これは、もともと議会議員が、今、谷原委員言わはったように、こんな分厚い条例やいろんなことが、議論をやってる最中に調べた方がええと。これは、あくまでも議会議員が質問をしたり、いろんなことをやる手助けとしてそれを利用した方がええやろうという議員本位のことをやってるわけやから、それは、吉村副委員長が言わはるように、お客さんは神さんみたいな、主権者やいうても、その人が議論にかかわってくるわけでも何でもないので、目的としてはそういうことやということを明確にしといてもうたらええんと違うのかな、ここは。別に傍聴者のことと違って、議員の質問なりいろんなことの手助けになるようにこういうことを決めようとしてるねんから、そこだけでええんと違いますか、委員長。

杉本委員長 おっしゃるとおりで、まだ案なんですけども、もう1回練り直すべきかなと。皆さんのご意見はごもっともで、最初に西川委員がおっしゃったみたいに、傍聴者を入れてしまったらどないして管理するのという話になってきますので、事務局、もう1回練り直しという…

…。

西井委員。

西井委員 今、話出てるけど、基本的には議員がいろんな媒体で自治法や条例を調べるためにということやタブレットとか持ち込みしたらと。本来言えば、傍聴者は傍聴規定を読み上げてくれるやろう。その規定からいったら、それまた入れるんやったら違反になるやん。そこまで変えんなんやろう。そやから傍聴者については今までどおりということにしといて、実際にそういう違反したら懲罰としても、この新しい話からいったら、通信機器の使用の停止を命令するになってるやん。議員は、委員会やったらその委員会は必ず来んなんやん。それを規定されたら自分困るからそんなことできへんと。懲罰にならへん懲罰やって、こんなもん、傍聴者は初めからあかんにしといたらええわけやろう、基本的には。ただ、傍聴者が調べたいことは、例えば、地方自治法何条の何々とかいう話でわからんかったら、それだけメモしとかはったら後で調べはってもええやんか。その場で調べんでも。というのは、それ調べはって、ほかのこと調べたはるか、また写真撮ったはるかわからんことまで調査みたいな、委員会の委員長もできへんし、ほんで、本会議でも議長もそんなすつきりできるわけないから、その辺の防波堤としてはそういうふうに、傍聴者を疑うんじゃないよ。性善説ではそんなことはしはらへんやろうというのが本来やねんけど、可能性がある時代やから初めから要綱どおりの形で、傍聴者は持ってきたら使ったらならないという形でええん違いますか。

以上でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。

谷原委員。

谷原委員 議会の委員会のあれは全部インターネットで公開されてるので、私、1つ懸念してるのは、パソコンを見て、スマートフォンを見てると、市民の皆さんから、何やってるねんというこ

とも出てくるかと思うんです。審議に集中せんとスマホいじってるやないかということです。だから、これについては、導入するに当たっては、委員会の冒頭に、これに限っては認めますということ、例えば、本会議のときやったら、記者について写真撮影を許可しますかということやってるように、何か一言つけ加えないと、多分使ってる議員も使いにくくなるので、何かそういうことも含めて、基本的に議員に限ってきちっと限定して内規的なものとしてもう1回練り直していただいて、運用するときも市民の方に誤解がないように、これに限って議員のスマートフォン、その他を認めますというのを委員長なり議長なりに認めてもらわないと、これも、だから、そういう形で厳格に狭いところからいった方がいいんじゃないかと思うので、練り直すときによろしくをお願いします。

杉本委員長 もう1回練り直すんですけど、皆さん、言い足らんことはないですか。大丈夫ですか。
(「はい」の声あり)

杉本委員長 そしたら、皆さんの意見を取りまとめさせていただいて、この案をもう1回練り直したいと思います。

ほかにご意見がないようでしたら、次は、議員研修の充実強化についてでございます。このことについては、本年度より講師費用についても予算化されていまして、議会として必要な研修の実施について前回の委員会でご協議いただきました。その結果を踏まえまして、8月28日に奈良県の職員を講師としてお招きしまして、幼児教育・保育の無償化の制度の概要についてを研修テーマに議員研修会を実施しておりますことをまずご報告いたします。本日は今後の議員研修の実施のあり方について何かご意見があればお伺いできればと思いますが、何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 先日は県庁の方から保育行政についての専門家、担当者、実務的なことも含めて、講師をお招きして詳しくお話が聞けたので、今後そういうことが議会の審議の中に議員の共通の認識としてある程度役に立ったのかなと思います。今後も出かけていって研修を受けるというものもありますけれども、葛城市が直面する、あるいは議員間が共通に葛城市をいろいろ考えていく上で、このテーマで議員同士で基本的なところで共通認識をつくろうじゃないかという目的で外部から講師を招いてお話を聞くというのは非常に有効なのかなと思いますので、予算編成の時期になりますので、年に1回ないし2回、何かそういうことが開けるように予算案も出していただいて、講師料がどの程度、いろんな講師の方が、今度は県庁の方やったら安くついたのかもわかりませんが、そうでない方を招くと費用もかかるかもわかりませんが、そこら辺手当てして、そういう研修で議員の知識、見識が高まるようにしていきたいと思います。

杉本委員長 今、予算の話が出たんですけども、この前の件も踏まえて、講師料的なことを調べていただいているんですけども、どうぞ。

高松書記。

高松書記 今回、議員研修に伴って講師費用ということで予算化、平成31年度、令和元年度で初めて要求をさせていただきました。その際には市の講師謝礼、謝金等の報償費の執行に関する事

務取扱基準に基づきまして、枠どりとして5万円という形で予算要求させていただきました。講師を招いて研修会を実施するとすると、テーマなりによりましていろんな講師の方を選択していく必要があると思います。今回のように県の職員の方に来ていただくと、実際、費用的には発生はしなかったんですけども、今後、先ほど申されたように、特定の長けた講師先生を呼ぶとなると、やはりそれなりの費用がかかるということを確認しております。近隣の市とか、あと奈良県の議長会で研修、講師を招いておられるのを聞いてきますと、やはり15万円から20万円程度の費用を、1日のその人の、講師の方によっては東京から来ていただいたりとか、遠方から来ていただく方も考えられるので、それぐらいの枠をとって要求されてるということでした。

事務局からの報告としては以上でございますので、来年度に向けてまた予算要求に伴って検討していただけたらと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。

奥本委員。

奥本委員 今、事務局から予算のことでご説明いただきましたけども、先生によっては非常に高額な謝金が必要だということはわかりました。葛城市は残念ながら政務活動費がございませんので、議員個別にいろんなところに出向いて行って研修を受けるということが難しいわけなんですけども、先生を呼ぶということが難しければ、いろんな議員研修の機会を各地で設けてらっしゃって、案内も私らもいろいろもらうわけなんですけども、そこに対して参加する費用についてを、講師を呼ぶのではなくて、我々が出向いて行ってそこに参加するというのは、安ければそっちの方を研修にかえるという方法もあるのではないかと思うんですけど、そういうことはとれるのでしょうか。

杉本委員長 高松書記。

高松書記 ただいまの奥本委員のご意見でございます。その件については以前からも同じようなことで提案していただいております。ただ、葛城市につきましては、委員研修、議員研修費としてとってる中で、各常任委員会なり議会運営委員会での研修ということで位置づけされております。そういう研修になると政務活動費を利用してという形になってくるので、これまでもいろいろ検討されたというのは聞いておるんですけども、各個人が研修に行くとなると議員派遣という形ではできないこともないかもわからないんですけど、個人的になると政務活動費で行かれるのが本来であるということで、今の状態になってるというふうに聞いております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 本来の政務活動費が葛城市の場合はないわけですから、それをどうするかという形になるんですよね。だから、それやったら政務活動費があるべきかどうかという議論にもなってくるし、どっちがいいのかわからないんですけど、この場ですべきかどうかは今はわからないんですが、いろんなやり方はある中で、政務活動費がないという1点で縛られてるという

のは間違いないんで、そこの認識だけは持った上で、講師を呼ぶのであれば、しかも予算が限られてる中でかなり限定した研修しかできないという形になるというのが現実ですよ。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 そしたら、今のお金がかからない方法というの、実は私、調べたんです。これ、各地でやってるんですけども、これからの議会、あるいは役所、自治体に対して、ICT化のことでということで、どうしたら知識をかさ上げできるかということで各自治体がやってらっしゃるんです。実はこの間、総務省が発表してるんですけども、議会に対しての研修補助というのがありまして、全国でたしか200の自治体か何かで、優先になったと思うんですけども、手を挙げたらICTの講師派遣の勉強会をするお金をいただけるというのが何かあるみたいなんです。そういうのが多分ぼつぼつとあるの思うので、お金のかからない方法を調べていくというの1つ手かなと思います。

杉本委員長 ありがとうございます。

ほか、ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 これ、来年度は年に1回はやりましょうというふうなことで、それはそういうことでもいいんじゃないでしょうか。

杉本委員長 はい。

谷原委員 それプラス、先ほど奥本委員がおっしゃったように、ときどきの課題で国の補助もあって、できる分やったらということで。だから、定例的に今後やっていこうということでいいわけですね。

杉本委員長 はい。

谷原委員 わかりました。

杉本委員長 年1回するに当たってちゃんと予算要求を上げてやらないと、講師を呼ぶ予算をどうするかというところが前回も研修のときに課題になって、5万円ぐらいで来てくれるであろうと僕も浅い考えだったんですけど、きっちりした専門の方を呼ぶにはお金がかかる、予算がかかってしまうというところを皆さんに話し合っていたきたいですけども。

西川委員。

西川委員 いろいろと政務活動費の話まで、ずっと出てる議題で政務活動費をやるのであれば、その管理を性善説に立って悪いことをせえへんやろうというふうなことがあって、ずっと政務活動費というのはやってきたけども、結局はおかしなことばかりになってるんで、葛城市としては政務活動費は当分せえへんというふうに決めたわけで、それやったらそれできちっと、今、見解が追いついてきたわけや、僕が言うてたことに追いついてきたわけや。後で領収書でこうやるとか。ほいで、それをしようとしたら議会事務局がものすごく、議会事務局に言うのであればその専門職を置いたらんことには、とてもやないけれども、これは入ってこれは入らへんなんて仕分けをしていかんなんから、ほいで、政務活動費をどれだけにするのかということも含めて、今、1万円そこそこ上げてほんまに活動費ができるのかどうかと

か、いろんなことがあるんで、これは、それはそれで議論をしていただきたいし、もう一つは、研修そのものは、今、事務局からいろんな説明があったように、皆さんの合意を得て、経験もしたはるか知らんけれども、滋賀県の方に研修、1泊で全国からいろんな講師が来てやりよるんで、その研修にも行ったことあるんやけれども、そやけれども、それが全部の議員の意見に合うかどうかいうと、そういうやり方よりもどうのこうのということも出てきます。そういうことも試みてます、はっきりと、研修のことは。

それと、もう一つは、講師のことについても、今うろ覚えやけど、それもやっています。そやから宿泊費も含めて20万円ぐらいかかるけれども、その人を呼ぼうというふうなこともやっています。ですから、今言われるように、最低15万円は予算化しといて、それが1人の人に行くんか、15万円の中で2人呼べるんか、それはそれとして、最低それぐらいの予算をとっとかんと、宿泊費も交通費も出さんなんということになるんで。そなん、15万円みたいなん、ええ講師みたいなんは来えへんと思うわ。30万円、40万円、もっとするのに。そやから、最低そういうところは、委員長なり皆さんのあれで、予算確保はきっちりと理事者側に、1万円でもきっちりと理事者側に要求、議長、要望しとかんとあかんと思いますよ。わしら、その辺はやってきてんやから。議員の研修の方法なんかでも政務活動費でも議論をしてないということではないんで、せんどやった結果のことなんでね。

杉本委員長 内野委員。

内野委員 まず、研修の費用が5万円ということで決められてたら、それ以内の講師を探してこなあかんということで、議員で知りたい情報の講師を呼ぶにはもうちょっと枠を広げて、今、西川委員がおっしゃったように、15万円から20万円の予算はとっていただけたらありがたいなと思います。

それと、先ほど奥本委員が言われたように、お金のかからない講師も、今、ICTが来年いろいろと学校関係で進んでいくので、そういうようなところも利用しながら、今年も2回とらせていただきました。1つは、今ほんまに世間で騒がれてる虐待について市の専門の心理士さんに来ていただいて研修したと思います。また、幼児教育の無償化ということで県の方から来ていただいた。2回させていただいたということで、1回以上なので、今、予算を上げてとっていただく中でいろんな方をまた呼んでいただけたらと思いますので、結論として、もうちょっと枠を広げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 講師料で値段の話を上げるとかいう話出てると思うけど、実際、今、意見出て、15万円という話やけど、15万円ぐらいやったら、本来言えば、ろくなという、近いような状況、確かに話上手やから聞けるということで、また記憶に残すということで、それからいったら、講師という値段になったらごつつう、本来うまい人は高いと。あと、それと、テーマ自身、例えば15万円で予算組んどいて、議員各位で勉強したい内容違うやんか、いろんな。それを集約して15万円上げた分、皆使うて、実際それが公平な研修になるんかなと。そやから、15万円あるけど、今年のように、できればそういう専門の自治体、県から来てもらうとか、そ

ういう専門のところに来てもらえたら聞くとか、また行って聞くとかというのが一番コストが安う上がるんじゃないかなと。そんな中で県内へ行ったら、経済からいろんな専門家はいるから、ルートの中でお願いするという事は、いろんなことを研修できるやん。15万円に上げようと30万円に上げようと、研修みたいなん、一応何ぼか予算化しとくのは必要やけど、そやけど、実際そこまで予算上げたかて、そんなん5万円であろうと15万円であろうと、五十歩百歩と言うたら何やけど、そやから、それやったら、少なくとも20万円ほどは予算とついても、できるだけいろんな協力してもらおうような組織からその専門をお願いして研修する、またはそこへ行くとかというのが一番予算の使い方としても合理的やし、また15万円であろうと市民のお金やから、やはり大事にするということになったら、そんなしょうもないと言われるようなギャラの中で聞くんやったら、その部門の専門家で、特に議員なんかいうたら行政的な専門家でいろんな、福祉なら福祉、今年は福祉でしたな。またインフラならインフラの専門家の中で聞いていくようなことでお願いして、その部分で研修するのが一番効率的で、また費用がかからないんじゃないかということも思いますので、私自身は、予算あるからこれは使おうかではなくて、予算はとついてもできるだけ安い方法で、そういうふうな組織を利用して研修するという方法がええんちゃうかなと思っておりますし、また政務活動費という話になってきたら、基本条例設置のときにいろんな意見で全員一致ということの中で、必要やけども国全体の中で政務活動費のいかがわしい使い方をしてる議員がいろんなところで出てくると。そういうことの中で政務活動費を本来まともに使うんやったら必要やけども、辛抱しようかという結論を出したという経緯でございますので、その辺も含めて、政務活動費も含めて十分検討はしていく時代になってきてるけども、できるだけ使い方も含めて考えてもらいたいと、かように思っております。

以上でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。

内野委員。

内野委員 言葉足らずかなと思いますが、あくまでも選択肢を広げる意味で予算を上げるということ、それを使うというのではなくて、今、受けたい講習があれば、いろんなお金のかからない方法でやれば済むことやし、ただ、予算額として枠を広げておくということの意味で発言を先ほどさせていただいたということで、ご理解をお願いします。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 西井委員のおっしゃることも、私、なるほどなど。というのは、現状、議員研修を泊まりがけで、新幹線に乗って遠いとこの優良事例の自治体に研修行ってるんですよ。何も高い講師の講演会を議員研修で行ってるわけでもないんで、招くとしても何かそういう優良事例の自治体の担当者、私、過去からこういう優良事例の研修行ったときに何を学んできたかといったら、そのほとんどが、この人がおったからその事業ができた、成功したというのが多いんです。だから、実務で優秀な結果を出しておられる方に講師として来ていただくということになれば、例えば、市役所の職員が招いたときに幾らぐらいかかるのかなというたら、給料もうたはるんで、そんなに何十万円もの費用がかからへんのちゃうかなと。宿泊代と交

通費と講師代ぐらいですので、そういう講師の選択もあるのかなというふうに考えますので、講師を選ばれるときに、講師によってはコンサル屋の商売上手なうまいことしゃべらはる人で講演楽しかったなという、何か中身があってないようなというふうなこともなきにしもあらずですので、実務で結果を出してる人というのが説得力あるの違うかなと感じますので、するに当たってはその辺のところも選択肢の中に入ってくるのかなと思います。

それから、もう一つ、先ほど西井委員がおっしゃられてた政務活動費です。これは、私、以前に皆さんの結論でやめようという結果にはなりましたが、何か市民にご理解いただけるような手法で政務活動費を導入できることを、常にどの部署で考えるのか、議会改革特別委員会で考えるのかあれですけども、前向きに検討していく必要があるのかなと感じてる1人でございます。必ずしも、今、みんなで議論して結論的に出ないというお話がありましたけども、議員の質といいますか、研鑽できる機会を多く持てるような、そういう無駄な金にならないような規定なり設けて、葛城市の政務活動費を導入する方向で検討していただく必要があるのかなと感じています。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 今、政務活動費の話が出てますけれども、これは切り分けてまた議論した方がいいと思うんですけど、もともと確かに政務活動費から研修の件が出てきたのは間違いないので、どうしてもそこへ行くのであれなんですけれども、そういう議論になってしまいがちなんですけども、研修ということが、政務活動費が今は使えない中でも議員の皆さんから、もっと勉強したいと、学びたいと、何とか手だてがないかということで、それやったら外部講師を呼ぶしかないなという形で来たと思うんです。実際には議員研修は、先ほどから出てるように、やってるわけですから、それ以外に個別の政策課題についてとか、今、増田委員おっしゃったように、先進事例も大事だと思います。来ていただいてということで、そのテーマについてよく議論した上で来年度もやっていただけたらありがたいと思います。

それぞれ党派も違うし、政治的信条も違う中で、誰を呼ぶかということも含めて、あるいはテーマをどうするかということも含めて、合意がとれる範囲で僕はやっていったらいいんじゃないかと思います。当面、例えば、防災の件なんかは喫緊の課題ですし、これでも議員が議会でいろいろ議論をする上で、防災の専門家の方を呼んで話を聞けば議会の議論も高まると思うので、そういう形で先進事例とか専門の方をぜひ呼んでいただいて、政務活動費はまた後でやるにしても、これがたとえなかったとしても議員研修はしっかりやっていきたいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

内野委員。

内野委員 要望になるんですけども、今、谷原委員から、議員として防災について知識を高めていこうということで、以前にも私、防災に関する知識の方を呼んでいただく中で避難所HUGを提案したと思います。それもできれば来年度、議員研修の中に入れていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

杉本委員長 議長。

藤井本議長 いろんなご意見をいただいております。話が拡大していつてるのかな。議会基本条例について研修しようとか、図書をどうしよう、こうしようといろんなことが載ってるわけですが、これは全て予算が関係してまいります。予算にも限度があるわけで、限度内で使っていただくと。予算の話は、5万円がいいのか、15万円の話がございましたけども、これは予算を少なくともつけるということは、何らかの形で創意工夫をしてしようということがございますので、この基本条例にのって私の方から予算づけを可能な限りできるように申し入れをしておきたいと思っております。

以上です。

杉本委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 それでは、この件に関しては以上とさせていただきます。

次に、市民懇談会についてでございます。このことについては、現在2つの調査特別委員会の関係もあり、議会基本条例の施行後、市民懇談会が開催できない状況も踏まえて前回の委員会で協議をした結果、基本条例第6条で規定されている以上、市民懇談会の開催は必要ではないかというご意見もあり、市民懇談会の開催方法を議会改革特別委員会の正副委員長と正副議長と検討して進めていくことを決定していただきましたが、現時点で委員会で協議できる段階ではないので、今後も引き続き市民懇談会が開催できるように検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、政治倫理条例の内容検討についてでございます。さきの6月定例会において、議長より政治倫理条例の内容検討について発言があり、協議する場について検討願いたいということで、議長、議会運営委員長、議会改革特別委員長と協議した結果、議会改革特別委員会で協議することとなり、前回の委員会で議論を行いました。議長の提案により、今後も引き続き議論していくこととなっております。

また、先ほども出ましたけども、政務活動費につきましても前回の委員会ではもう少し委員各位において必要な資料収集など制度について研鑽を深めてから協議を進めていくこととなっておりますので、これらの件についても引き続き検討課題として考えておりますので、ご承知お願いいたします。

私の方からは検討項目は以上でございますが、ほかにご意見等ございましたらお伺いしたですけども、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、議会基本条例の条文内容につきましては現状のままとし、今後も引き続き議会改革に関する事項を協議、検討していくこととしたいと思いますけども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認め、そのように進めていきたいので、よろしく願いいたします。

調査案件（１）葛城市議会基本条例の検証等については以上とさせていただきます。
ここで委員外議員からの申し出があれば、許可いたします。
川村議員。

（川村議員の発言あり）

杉本委員長 ありがとうございます。

委員外議員の発言を終結いたします。

1年生議員で委員長をやらせていただいて、1年間頑張ってまいりましたけども、タブレットだけでも前進できて僕はほっとしております。きょう決めたかったんですけど、焦り過ぎかなと、皆さんのご意見を聞いて、しっかりと次の委員長にパスできたらなと思ってまして、何とかここまで来れたと思います。事務局の皆さんもご協力ありがとうございました。皆さん、1年間、熱いご議論いただきましてありがとうございました。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。皆さん、ありがとうございました。

閉 会 午前11時03分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

杉本 訓規